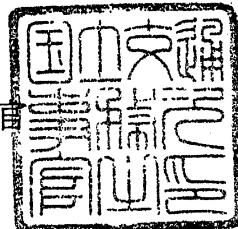


平成14年7月3日  
国土地第83号の2

岐阜県知事 殿

国土交通事務次官



### 不動産鑑定評価基準等の改正について（通知）

不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項（以下「基準等」という。）は、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補が不動産の鑑定評価を行うに当たっての統一的基準であるとともに、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年7月16日法律第152号）第40条第1項及び第2項の規定に基づき不当な不動産の鑑定評価についての懲戒処分を行う際の判断根拠となるものです。

平成2年に現行の基準等が設定されて以降、我が国の不動産市場においては、バブル崩壊後の社会経済構造の変化を背景に、資産性重視から利便性・収益性を重視した実需中心の取引への移行、不動産の証券化の進展など構造的な変化が現れています。不動産の鑑定評価においても、土地建物一体の複合不動産の収益力を綿密に分析し価格に反映させる鑑定評価に対する需要が増大している状況にあります。

このような状況にかんがみ、平成14年6月14日に国土審議会により取りまとめられ国土交通大臣に提出された意見を踏まえ、今般、（別添1）及び（別添2）のとおり基準等を改正しましたので、通知します。

